

景観形成施策に関する見直し案についてのパブリック コメントの実施状況について

平成 19 年 1 月 16 日
景観まちづくり課

- 1 意見募集期間
平成 18 年 12 月 5 日(火) ~ 12 月 26 日(火)(22 日間)

- 2 提案件数 **総数 22 件(44 項目)**

内 訳	団体等からの意見				個人等からの意見		
	業界団体	審議会等	市町村等	小計	個人	事業者	小計
	3(8)	2(3)	10(16)	15(27)	6(16)	1(1)	7(17)

〔公聴会の実施について〕

- ・ 12 月 20 日(水)に倉吉市で開催
- ・ 公述の申出はなかったが、参加者(11 名)による意見交換を実施した
- ・ 当日提案された意見は「個人からの意見」として上記の件数(項目)に含めた

- 3 主な意見及び対応の状況

(1) 意見の趣旨を見直し案等に反映させるもの【今回反映/12 項目】

景観支障物件に対する措置制度の慎重な運用を求める意見(6 項目)

制度の導入については一定の理解を示しつつも、住民及び管理者等の主張を公平に判断し、慎重な対応を求める声が多くを占めたことから、条例案において、行政指導である勧告を行うにあたって、事前に措置の対象となる物件の管理者等の意見を聞くこととするよう修正を行う。

制度全般にわたって改正後の制度や規制内容の十分な周知を求める意見(4 項目)

届出行為者からの視点に立ち、県政だより、県のホームページなどの媒体を活用した制度の周知、広報に努める。

(2) 既に改正案に織り込まれているもの【既対応済/15 項目】

農林業に関する行為などについて規制の適用除外を求める意見(6 項目)

寄せられた意見、要望のほとんどが、景観法及び同法施行令の規定並びに県が独自に条例で規定した適用除外の対象となるものであった。

届出審査期間の短縮を求める意見(3 項目)

見直し案において、審査期間の短縮(50 日 30 日)や審査終了時点での着手制限解除の規定を設けている。

(3) 今後の検討課題とするもの【今後検討/4 項目】

色彩規制の充実、強化を求める意見(3 項目)

今後、色彩規制に対する理解が進み、制度の定着が図られた時点において検討すべき課題と判断した。

(4) 具体化が困難、対応の必要なしと判断したもの【対応困難/10 項目】

景観支障物件に認定する際の要件である「1 年」の短縮を求める意見(4 項目)

放置期間の要件は適正に管理されていないという事実を認定するための一つの目安に過ぎず、これに該当した場合に直ちに措置の対象とするものではないことから、見直し案の修正は行わないこととした。

(5) 制度の体系、範疇を超えると判断したもの【その他/3 項目】

観光地等におけるゴミの収集・保管の改善、ポイ捨ての禁止等を求める意見(2 項目)

提案された意見に対する対応方針(対応状況)

景観まちづくり課

(1)届出及び審査手続について 11項目

30日間の審査機関の設定根拠、審査期間短縮に関する独自の規定或いは着手禁止義務に反した場合の罰則の適用やその程度など、行為者に直接影響を与える部分に関する情報の露出が不足している。もう少し丁寧に説明すべきである。

今回反映

【理由】 制度の説明や配付資料の作成にあたっては、届出者の視点に立ってこれらを行うよう心がける。

新規建設する建築物及び構造物の届出・審査に対し、客観的判断基準を基に、公的又は第三者機関の統一的な判定の上、建設着工できるしくみ作りと建築施工関係者への周知徹底が必要である。

既対応済

【理由】 届出書の提出先を従来の市町村から審査機関である県の地方機関に改めたうえで、審査基準の統一的な運用が図られるよう、従来届出行為の種類ごとに分散していた審査機関を県内3箇所に集約することを検討している。

届出～審査の機関が30日を要するようでは、地方経済に与える影響が大きいため、申請後1週間程度で審査完了できるような、審査機関の体制作りを期待したい。

既対応済

【理由】 届出書の提出先を従来の市町村から審査機関である県の地方機関に改め、受付、送付業務の簡素化を図ったほか、独自に()着手制限の解除を行う制度を設けるなど、審査期間の短縮に努めている。

景観法第18条第2項、条例案第18条

自然公園法及び鳥取県立自然公園条例において規制対象とならない行為であって、鳥取県景観形成条例に基づく届出の対象行為となる場合があることから、該当する行為の届出等があった場合は、自然公園行政担当と景観行政担当の連絡調整が求められるため、事前の体制作りが必要である。

今後検討

【理由】 制度改正後の県の審査機関について、公園関係審査機関と同じ生活環境局内に統合することの検討を進めており、今後、相互に情報交換する体制を検討する。

届出の適用を除外する行為について、以下の行為を含めるべきである。

森林法第10条の8及び第15条による届出行為

森林法第10条の8

地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採に係る届出(伐採をしようとする日の30日前まで)

森林法第15条

森林施業計画(森林の造林から収穫までの作業計画書)に係る森林の伐採等(伐採・造林及び立木の譲渡)の届出(届出時期は、森林施業計画に定められた伐採などを終了した日から30日以内)

対応困難

【理由】景観形成条例における届出義務の適用除外の対象を条例により追加（ 1 ）することとしているのは、県において既に実施されている規制において既に景観に配慮した事項が審査等の基準の中に定められ、当該基準に従った届出が義務づけられている場合である。当該各条に基づく届出の審査基準においては、具体的に景観へ配慮した基準が定められていないことから制度として適用除外の対象とならないと考える。なお、類似の規制の実施を根拠とした適用除外以外にも、景観法の規定（ 2 ）により、通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については届出義務の適用を除外している。

1 条例案第 15 条(1)

2 景観法第 16 条第 7 項、景観法施行令第 8 条

森林施業を目的とした林道及び作業道並びに森林施業用機械の設置

既対応済

【理由】景観法施行令及び条例の規定（ ）に基づき、届出義務の適用を除外することとしている。

景観法施行令第 8 条第 4 号八、条例案第 15 条(7)

森林施業に伴う林産物の集積

既対応済

【理由】景観法施行令（ ）の規定に基づき、届出義務の適用を除外することとしている。

景観法施行令第 8 条第 4 号八

松食い虫防除対策として行う被害木の伐倒駆除等は届出義務の適用除外行為として規定すべきである。

既対応済

【理由】景観法施行令（ ）の規定に基づき、届出義務の適用を除外することとしている。

景観法施行令第 8 条第 3 号ロ

建設等にあって届出が必要な工作物として追加された「自動車車庫及び物件の保管の用に供する施設その他これに類するもの」は建築物に該当するのではないかと。

対応困難

【理由】建築基準法の定める「建築物」の定義（ ）に該当しない工作物のうち、用途を特定して届出義務の対象としたものである。

建築基準法第 2 条

届出対象行為の追加、景観支障物件に対する措置の新設により、審査等の件数の大幅な増加が見込まれることから、推計値の提供等が必要と思われる。

既対応済、今後対応

【理由】制度改正にあたっては、現行制度を景観法の規定に適合するように変更することことに主眼をおき、規制対象の拡大は基本的には生じていない。なお、景観支障物件に対する措置に関する事務量の増加に関しては、制度改正後 1 年間は申立てを受理できないことから、この間の相談件数等により推計を行う必要がある。

大山景観形成重点区域は酪農を中心とする農業地帯を抱えており、畜舎、堆肥舎等の規制対象となる建築物等が多数設置されることが見込まれるため、通常の営農に必要な行為については適用除外とすべきである。

対応困難、既対応済

【理由】農業経営に必要な工作物等であっても、周囲の景観に影響を与えるおそれのあるものとして現行制度において規制対象とされており、一律に適用を除外すること

は困難。なお景観法の規定()により、農業等を営むために行う行為で一定の要件に該当する場合は届出義務の適用を除外されている。

景観法施行令第8条第4号八

景観法に基づく届出審査において、市町村に対する意見照会を行う際には、届出の受理後直ちに送付し、意見集約の時間を確保していただきたい。

既対応済

【理由】 届出書の受理後届出審査と平行して意見照会を行うこととしている。

(2) 景観支障物件に対する措置制度について	9項目
------------------------	-----

景観支障物件と認定する要件のうち、放置期間が1年というのは短すぎる。

対応困難

【理由】 放置期間要件における「1年」は管理懈怠の事実を認定するための一つの目安とする期間に過ぎず、措置の対象とする物件は当然に1年より長期間にわたり放置されたものとなることを想定している。また、実際の条例の適用にあたり、施行から長期にわたって適用できない規定を設けることは好ましくないことから期間設定を行ったものである。

景観支障物件に対する措置の制度は、一般の住民にとって馴染みが無いだけでなく、少しびっくりするような内容なので、説明が不十分な場合には誤解を招くおそれがある。丁寧に説明しておく必要がある。

今回反映

【理由】 今後の説明会等において、制度に対する誤解やこれにより生じる制度の濫用のおそれが生じないよう、措置の対象となる物件の要件及び審査等の流れについて詳細な説明を行うこととする。

景観支障物件に対する措置制度の運用にあたっては、当該物件が放置されるに至った理由、周辺の景観及び生活環境に及ぼしている支障の程度、支障の除去に公金を投入することの是非その他の要素を十分に検討した上で、措置の対象とする物件の決定や支障除去のための措置内容の選択について慎重に判断を行う必要がある。

今回反映

【理由】 住民からの申立てを受理した際には、所有者等から当該物件が放置されるに至った理由その他の事情について意見聴取を行うよう条例に規定し、支障を除去するための措置の必要性の判断に反映させる。また、措置の必要性及びその内容の決定においては、対象物件の放置により生じている公益の障害の程度、状況等を考慮した上で慎重に判断する。

中山間地域には、高齢者が入院、死亡で管理が行き届かない、土地継承の意思はあるが権利者が遠方に住んでいる、更地にしたいが現在資金がない、廃屋を処分したいが資金が無いなどやむを得ない理由で放置されている建築物が多数ある。景観支障物件に対する措置制度について、これらの物件に対して一律に適用することには問題がある。

今回反映

【理由】 住民からの申立てを受理した際には、所有者等から当該物件が放置されるに至った理由その他の事情について意見聴取を行うよう条例に規定し、支障を除去するための措置の必要性の判断に反映させる。また、措置の必要性及びその内容の決定においては、対象物件の放置により生じている公益の障害の程度、状況等を考慮した上

で慎重に判断する。

景観支障物件は1年以上放置されたものを対象要件としているが、1年では管理能力が十分でない場合には簡単に適合してしまうし、規制を受ける側に納得感が得られないと思う。

対応困難

【理由】 放置期間要件における「1年」は管理懈怠の事実を認定するための一つの目安とする期間に過ぎず、措置の対象とする物件は当然に1年より長期間にわたり放置されたものを想定している。また、住民からの申立てを受理した際には、所有者等から当該物件が放置されるに至った理由その他の事情について意見聴取を行うよう条例に規定し、支障を除去するための措置の必要性の判断に反映させる。

景観支障物件に対する措置は、周辺住民等からの申立てを前提とした制度であるが、所有者に対するいじめのような制度となっては困る。所有者としては、遠隔地に住んでいる或いは資金が不足している等の事情できちんと管理したくても管理できない場合もあるのだから、適用にあたっては所有者意見も聴くなどして適正に判断して欲しい。

今回反映

【理由】 住民からの申立てを受理した際には、所有者等から当該物件が放置されるに至った理由その他の事情について意見聴取を行うよう条例に規定し、支障を除去するための措置の必要性の判断に反映させる。また、措置の必要性及びその内容の決定においては、対象物件の放置により生じている公益の阻害の程度、状況等を考慮した上で慎重に判断する。

景観支障物件に対する措置は、所有者や管理者が死亡、行方不明などの理由で連絡が取れない場合には、費用が徴集出来ない、十分な対応ができないなどのおそれがある。

対応困難

【理由】 景観支障物件に対する措置は、所有者等による適正な管理がなされていないことにより生じた景観形成及び生活環境に対する支障を除去するため、必要な措置の実施を求める制度であり、死亡等の理由により管理すべき者がいない或いは管理すべき者が確知できない等の場合は、本制度の対象となり得ない。

使用頻度が少ないため、1年以上使用されない農業用施設は数多くある。これらの物件が一律に「景観支障物件」として措置の対象となることの無いように、住民への制度の周知や、運用に注意する必要がある。

今回反映

【理由】 放置期間要件における「1年」は管理懈怠の事実を認定するための一つの目安とする期間に過ぎず、措置の対象とする物件は当然に1年より長期間にわたり放置されたものを想定している。また、住民からの申立てを受理した際には、所有者等から当該物件が放置されるに至った理由その他の事情について意見聴取を行うよう条例に規定し、支障を除去するための措置の必要性の判断に反映させる。

営農上必要な施設の設置に必要な手続が円滑に行われるよう、また、これらの施設が周辺住民により一方的に景観支障物件として申立ての対象となることの無いように制度の周知を図るべきである。

今回反映

【理由】 住民からの申立てを受理した際には、所有者等から当該物件が放置されるに至った理由その他の事情について意見聴取を行うよう条例に規定し、支障を除去するための措置の必要性の判断に反映させる。また、措置の必要性及びその内容の決定に

においては、対象物件の放置により生じている公益の障害の程度、状況等を考慮した上で慎重に判断する。これ以外の制度の詳細についても、改正後の制度全般にわたって届出者の立場に立った解りやすい解説を心がける。

(3) 建築物等の色彩に関する規制の創設について 9項目

色彩規制の基準値をマンセル値により示しているが、建築主・広告主など実際に発注する者には全く馴染みがなく、実際の運用にあたっては解りやすい解説が必要。

今回反映

【理由】 色彩規制の内容だけでなく、マンセルカラーシステムそのものの内容や、彩度のみを規制数値とした理由などについて説明し、目安となる具体的な色表も示しながら制度の周知を図る。

発注者側が色彩に関する規制内容を承知していないと、受注する業者が発注者の要望と色彩規制の基準値との板挟みになるため、県は十分な制度の周知を図るべき。

今回反映

【理由】 屋外広告物を施工する屋外広告物業者だけでなく、現実の発注者となる商工業者に対しても制度の周知を図る。

建築物、工作物、屋外広告物などに対する色彩規制において、単一の色相における鮮やかさの上限を設定するだけではなく、複数の色の組み合わせによって生じる派手さ、鮮やかさを規制する方法があるかどうかについて検討すべきである。

今後検討

【理由】 届出対象行為を行う側、届出審査を行う側の双方にとって解りやすい制度となり、規制の浸透と定着が促進されるよう、色彩に関する規制指標を可能な限り単純化し、マンセルカラーシステムによる彩度のみによる規制としたものである。また、屋外広告物は周囲から目立つことを目的として設置されるものであることから、一定の規制の範囲内で色彩の見合わせなどにより誘目性を高めようとする努力については許容すべきものであると考える。

複数の色の組み合わせや明度を追加する等の、より詳細な内容をもつ規制の必要性については、今後、色彩規制に対する理解、浸透が図られた時点で検討すべきものとする。

明度による基準も併せて規定しないと、彩度だけでは幅がありすぎる。

今後検討

【理由】 届出対象行為を行う側、届出審査を行う側の双方にとって解りやすい制度となり、規制の浸透と定着が促進されるよう、色彩に関する規制指標を可能な限り単純化し、マンセルカラーシステムによる彩度のみによる規制としたものである。今回の規制の主眼である「周囲から突出した印象を与える色彩を排除する」という観点から行う審査の指標として色彩表現の自由なども考慮した上で彩度のみを選択したものである。

複数の色の組み合わせや明度を追加する等の、より詳細な内容をもつ規制の必要性については、今後、色彩規制に対する理解、浸透が図られた時点で検討すべきものとする。

同じ色でも組み合わせで目立つものがある。目立つ色の組み合わせを目立つ順に規定した配色パターンのルールがあるので、基準に盛り込んでどうか。

今後検討

【理由】 届出対象行為を行う側、届出審査を行う側の双方にとって解りやすい制度と

なり、規制の浸透と定着が促進されるよう、色彩に関する規制指標を可能な限り単純化し、マンセルカラーシステムによる彩度のみによる規制としたものである。また、屋外広告物は周囲から目立つことを目的として設置されるものであることから、一定の規制の範囲内で色彩の見合わせなどにより誘目性を高めようとする努力については許容すべきものであると考える。

複数の色の組み合わせや明度を追加する等の、より詳細な内容をもつ規制の必要性については、今後、色彩規制に対する理解、浸透が図られた時点で検討すべきものとする。

派手な色が使われている建築物は、届出規模を下回るものが多い。中規模な小売店舗や住宅まで規制対象を拡大してはどうか。

対応困難

【理由】 中小規模の建築物などに対する規制については、広く県下全域において一律に運用するのではなく、比較的狭い範囲において、その地域特性を反映させた住民合意に基づいたものとして行われるべき性質のものであって、原則として市町村段階で行うべき事務であると考えている。

色彩の彩度の最高値について実際の色表がないと解らないし、マンセルの色相 RY は赤系、黄系のどちらになるのかなどが解らない。

今回反映

【理由】 色彩規制の内容だけでなく、マンセルカラーシステムそのものの内容や、彩度のみを規制数値とした理由などについて説明し、目安となる具体的な色表も示しながら制度の周知を図る。

色彩の規制を一般の地域にまで加えるのは行き過ぎ。せめて重点区域における規制にとどめるべき。まして、商業地域においてまで色彩や屋外照明の規制を加えるのは極端にも程がある。

対応困難

【理由】 一般の地域における規制対象は、周辺の景観に大きな影響を与えることが予想される大規模な施設等が極端な色彩を使用することにより周辺の景観を攪乱することを防止しようとするものであり、規制に対する理解は得られるものと考えている。商業地域等においては、経済活動に求められる表現の多様性や賑わいの創出の必要性を勘案して規制基準の緩和を行っている。

建築物、工作物等の審査基準のうち、色彩に関する規制の運用については、専門的な知識が必要になると思う。

既対応済

【理由】 届出対象行為を行う側、届出審査を行う側の双方にとって解りやすい制度となり、規制の浸透と定着が促進されるよう、色彩に関する規制指標を可能な限り単純化し、マンセルカラーシステムによる彩度のみによる規制としている。

(4) その他の景観規制について 8項目

特定照明は建築物と異なり建築確認の届出がないので、何時行為が行われたかについて補足するのが難しい。

今回反映

【理由】 行為者に対する制度周知を図るだけでなく、設計を行う設備設計事務所、施工を行う事業者の団体に制度を周知し、発注者に対する届出義務の浸透を図る。

緑化率3%の算定対象を、敷地面積から建築面積を除くのは厳しすぎる。また、財源の確保や維持管理経費の負担増加を強いることになる。さらに、周囲の植生との間の調和をどのように客観的に判断するのが不明。

既対応済

【理由】 そもそも緑化が不可能な建築面積を算定の対象から除外したものである。緑化を義務化することは大規模な建築物の建築等が周辺の景観に与える影響を緩和するため措置であり、これまでの審査の際に行った指導や、実際の緑化計画の規模と比較して過大なものではないと認識している。また、既存植生と同種のもを採用することにより周囲との調和が図られるものと考えている。

放置された緑地が景観に悪影響を与えている事例も少なくないので、敷地の緑化基準に関しては数値基準を示すだけでなく「適正な管理」についても基準に盛り込むべきである。

対応困難

【理由】 景観法の規定に基づく規制は届出行為の内容を審査するに止まるものであり、その後の維持管理方法までを審査、指導することは困難である。

大規模な建築物等の周囲を緑化する観点から、敷地面積の3%以上を緑化することとし、その対象となる建築物、工作物の規模が下記のとおりとなっているが、小規模な工作物でも、相当の高さのものは対象となり、それが敷地全体に影響を与えるのでは、適用基準が厳し過ぎる。

既対応済

【理由】 審査基準の不適合について一律に是正等を求めることが著しく妥当性を欠く場合には、運用により勧告等により是正を求めないこととしている。

特定照明に関する勧告の基準の中で、屋外照明のみが規制の対象となっている。コンビニエンスストア等の屋内照明が景観を阻害することも考えられるが、屋内の光漏れも規制する必要は無いのか。屋外照明のみを規制するのであるからその根拠についての説明が必要。

既対応済

【理由】 照明に関する規制の強化について検討した結果、景観法の規定に基づき、届出義務の対象として条例により追加可能な行為のうちから特定照明を選択したものである。屋内照明に関しては、景観法に基づく規制の対象とならない。

自然公園区域内における緑化については、自然環境への影響を小さくするために在来種を使用するなど、種についても留意して指導いただきたい。

既対応済

【理由】 既存植生と同種のもを採用することにより周囲との調和が図られるものと想定しているが、自然公園区域内における行為については、指摘の内容に留意して指導等を行いたい。

携帯電話中継局の鉄塔については、各事業者ごとの設置を自粛し、集合塔等による設置を指導できないか。

対応困難

【理由】 景観法の規定に基づく規制は届出行為の内容を審査するに止まるものであり、行為自体のあり方を指導することは困難である。

景観形成施策は県下全域において等しく行われるべきであり、その具体化のための計

画である景観計画の区域から、景観行政団体となった市町村の区域を除外すべきではない。

対応困難

【理由】景観行政団体は景観行政上の権限において県、市町村の差はなく、地域の特性に応じた景観形成施策を推進する体制が整い、景観行政団体となった市町村（鳥取市、倉吉市、米子市）の区域は県の景観計画の区域から除外することとしている。

(5)大型の屋外広告物に対する規制の強化について 1項目

大型広告物に対する規制強化については、施主はもちろんのこと、建築確認を行う業者にも制度の周知を図るべき。

今回反映

【理由】建築確認を行う、県、市町村、民間業者に対し制度改正の内容を説明する機会を設ける。

(6)その他 6項目

違反の条件だけを示すのではなく、一般の住民には違反物件の情報を市町村などに通報して対応を求めることしか出来ず、直接除却を行うと違法な行為にあたること等の説明が必要。屋外広告物規制の実効性を高めるには、違反広告物の除却を進めることが重要なので、こうした除却に関する制限の緩和を検討しても良いのではないかと。

その他

【理由】住民に対して違反広告物に対する対処方法を周知したり、直接除却すべきと考える対象について意見を求めることは、屋外広告物に対する住民の関心を高め、地域における景観の向上に資するものである。規制の内容に関する意見ではないため、今回の制度改正には反映できないが、今後の屋外広告物行政運営の参考とする。

建築物、工作物の色や形の規制だけでなく、ゴミのポイ捨てを禁止する、或いは美化活動を促進するといったソフトな取り組みを支援する補助金や制度の創設を検討することも重要である。

その他

【理由】環境保全の観点から「鳥取県環境美化の促進に関する条例」が定められている。市町村からの申し出により「環境美化促進地区」として指定することが可能である。

今後の事業展開は「景観」と「リサイクル」を軸に行うつもりである。規制の趣旨に賛同する。

既対応済

【理由】賛同に応えられるよう制度の適正な運営を心がける。

景観農業振興地域整備計画に関する記述に、「地域の景観に配慮した良好な営農条件を確保」とあるが、山間地では農地の確保が困難な事例が増えており、実効性に欠けると思われる。

既対応済

【理由】具体的な内容をもつ景観農業振興地域整備計画は、計画区域内の市町村が県の景観計画に記述された方針に基づいて必要に応じて策定することとなっており、本計画の記述が直接の整備計画となるものではない。

観光客の多い通りや観光地においては、ゴミの収集、保管の方法に規制を設けるべきだと思う。

その他

【理由】 環境保全の観点から「鳥取県環境美化の促進に関する条例」が定められている。市町村からの申し出により「環境美化促進地区」として指定することが可能である。

周辺の自然環境や自然景観への配慮に欠ける公共事業や公的な事業者による施設整備が数多く見受けられる。県はこのような事例を反省し県民に対して謝罪を行い、従来の発想を転換したうえで制度改正に取り組むべきである。

既対応済

【理由】 制度改正の検討にあたっては、従来の制度に対する評価に基づき改善の方策を検討し、住民や事業者の意見を聞きながら改正案の集約を行った。公共事業に関しては、施工にあたって遵守すべき指針をより詳細なものに改め、公共施設が形作る公共空間の質の向上を図ることとしている。